

事件番号 平成23年(ネ)第3630号

控訴人兼被控訴人(一審原告) 近澤 昭雄 外

控訴人兼被控訴人(一審被告) 国 外

意 見 陳 述 書

東京高等裁判所 第10民事部 御中

平成23年10月25日

控訴人(一審原告) 近澤 昭雄

私も私の娘近澤三津子も、イレッサについて危険性は何も知らされず、副作用も少ない、どこでも手軽に飲めますよ、とまるでビタミン剤でも渡されるように、イレッサの服用が始まりました。

何がなんだか分からないままに、三津子は苦しみながら死んで行きました。

発売から僅か2年5ヵ月で557人が亡くなって逝った現実を前にしても尚、国とアストラゼネカは、抗がん剤治療では育薬のためにはある程度の死亡被害は仕方がないと主張して、がん患者の命を軽視し、何の反省も見せていません。これでは、信じて服用し死亡した患者たちは浮かばれません。

裁判所には、このような患者・被害者の悔しさを汲み取っていただき、適正な判断をお願い致します。

以 上